

日 時 平成22年8月19日(木) 14:00～16:00

場 所 福島県庁第二特別委員会室

< 第1部 基調講演 >

講師：同志社大学 大学院教授 新川達郎氏

演題：『地域主権改革と今後の自治体運営の在り方』

只今ご紹介にあずかりました新川でございます。今日はひとつ宜しくお願い致します。『地域主権改革と今後の自治体運営の在り方』というテーマをお手元に簡単なレジュメの形で出させて頂きました。おおよそ「資料2」の順番に従いまして、中身としてはスライドの資料があるかと思いますが、これをベースにお話をさせて頂ければと思います。

今、色々と現政権で取り沙汰されておりますけれども、「地域主権改革」というのがこれからどういう風になっていくのかという事、そしてそれが日本のそれぞれの地域社会、それから地方自治体にとってどんな影響があるのかという事、そしてその中で、それぞれの地域が、どんな風にこれからの自治を進め、より良い地域、持続可能な地域というのをつくっていく事が出来るか、そういう課題に、どう応えていくのがよいのかといったような事をお話出来ればと思っています。

従いまして、最初は少しこれまでの議論のおさらいのような事を、そして、地域主権改革、あるいは本年末に予定をされております「地方政府基本法」、地方自治法の抜本改正であります。こういうものが何を目指しているのかといったような話をいたします。その中で、何がどこまで実現出来るか難しいところはあるのですが、少なくともその方向の中で、それぞれの地域が、自分達の所の事はやはり自分達でどうやって考えていくのか、その手掛かりを少しずつでも掴みながら進んでいかなければならない。そういう地域づくりのこれからの在り方のような事を一連の改革の中で、上手く取り込みながらそれぞれの地域が自立をしていく、そんな議論が出来ればと思っています。

それでは、3ページ目から少しお話をいたします。今、日本の中で、それぞれの地域を取り巻いております環境の変化、そして、地域づくりの課題といったようなものが色々ありますけれども、そこにありますようなものが、私自身、どの地域も共通して直面をしている問題だろうという風に考えております。一つは、やはり国も地方も含めてですが、行政が出来る事の限界というのがこれはもう大分前から自覚をされ始めたのではないかとこの風に思っています。もう一方では、マーケットで、お金で買えるサービスという風に考えて頂いても良いですが、こちらも万能ではなくて、本当にたくさん落度が多いという事があります。行政もなかなか出来ない、マーケットも出来ない、そういう所をどういう風にしていくのか、まさに「自治の工夫」というのが問われる部分だ、と考えて頂ければという風に思います。

そういう状況を言わば地域からどう組み替えていくことが出来るのかというのが今、大きな課題でもあります。それは同時に経済の停滞という現象が続いている中でもやっぱり地域から考え直していかないといけない、そういう問題を私達は今、それぞれの地域の中で考えざるを得ないような状況にきているという事でもあります。当然、そうした地域の中でどんどん衰退をしていくような状況があれば、ある意味では、これからの地域というのを持続可能な形で維持する事が出来ない、そういう問題に直面をせざるを得ないという事でもあります。

4枚目のスライドにもありますように、今現実には、人口減少社会ですが、とりわけ、それぞれの市町村の中で感じるような少子高齢社会や、あるいは、経済の停滞やといったこういう問題を日常の行政運営の中で、色んな場面で敏感に感じるところが多いのではないかと、いう風に思っています。その一方では、そうでありながら逆に多くの人達が、多くの住民の方々が拠り所にせざるを得ないのがそれぞれの地域でもありますし、それぞれの自治の現場で住民の方々の期待というのが集まるのもそれぞれの自治の世界にあるという事でもあります。残念ながら、それに全て応えきれていないし、将来ともに、なかなかそれに応えられないような状況であることも現実であろうかと考えています。

そのような中で、それぞれの地域の姿というのをこれからもう一度どう作り直していくのかというのが地域課題ですし、それが5枚目のスライドにありますような持続可能な地域というのを、どういう風にこれから将来に向けて組み立て直していくのか、という課題とも直結していくものと考えています。持続可能な地域をこれからそれぞれの地域につくっていくという時に、先程から申し上げているような問題が、実は、地域の暮らしやそこでの一人一人の住民の皆さん方の行動の仕方に徐々に影響をし始めているという事があります。それは単に高齢化が進んだとか、あるいは人口が減っている、生業、昔からの産業というのが成り立たない、という問題だけではなくて、それぞれの地域が拠って立っていた活力の基盤、生活の基盤といったようなものが徐々に失われつつある、壊れつつあるという事でもあります。

とりわけ、福島県のようにそれぞれの地域が、しっかりとした伝統、そして地域の繋がりというのを持っていたところで、しかし現実には、それぞれの地域ごとの暮らし、というのが徐々に昔のように回らなくなってきているし、隣近所というのも徐々にお付き合いが少なくなってくる、ましてや、都市の中心部をご覧頂ければお分かりの通り、そこでは、昔からあった、家と家との結びつき、あるいは隣近所のお付き合いというのが、どんどんと壊れてしまっていく、そんな状況もしばしば見られるようになってきています。言わば、地域というのが壊れ始めているという事でもありますし、それは、従来、その地域の中で人と人との間にあった色んな関係というのが取り結ばなくなったという事も意味しています。

そういう壊れ始めているものを少し、やや悲観的な見方で6枚目のスライドのようにまとめてみる事が出来るかと思えます。問題は、全体としては「縮小傾向」、「縮退社会」というような言い方もありますが、衰退しつつある日本社会の中で人口面や経済面でまさにそうなのですが、そういう社会の中で、実は日本社会そのものが拠って立っていた基盤のようなものが壊れつつあるというのが私自身の認識でもあります。そこで壊れているものが何かというと、従来やはり、これまでのところ、私達が依存をしていた暮らしの基盤、ここでは「社会的共同性」という言い方をしておりますが、そういうものがどうも壊れてきたのではないかと、いうことであります。自分達がこの地域に属している、あるいはここで暮らしている、この人達と自分達は、ある意味では生活の共同体を作り上げている、というようなそういう感覚、一体感といったようなものが無くなってきているということでもあります。それは、家族であるとか、あるいは、近隣社会であるとか、地域のいろんな従来からの団体、組織、そういうものが今どんどん働かなくなっている、弱体化をしているということと、同じ意味だという風に考えて頂いても良いかと思えます。

現実問題、そういうものが壊れてしまうと、本当はとても困るのですが、今のところはそれを部分的には行政が、そして部分的にはお金を払って民間のサービスやそして場合によっては、住まう場所というのを取り替えることで、言わば、お金のある人にはお金でなんとかできる所に行き、そしてお金が回る所で暮らすことでその不便を補っていくというようなやり方で今、何とか凌いでいるということはあるのですが、凌げない人にとってはこれから先、本当に大変な状況になってしまいます。まだ、身軽に動けるような人達、そして経済的に余力のある人達は大都市の中心部に出れば、それなりのサー

ビスは受けられるということがあるのですけれども、そしてまた、若い人達でそういうチャンスを掴もうという人達がどんどん動けるということはあるのですが、残念ながらそうでない沢山の人が、この日本社会では増えてきている。

そういう事も含めて、実は、私達の社会を成り立たせていたネットワークというのが壊れてきましたし、それを一般的には、「ソーシャルキャピタル」、「社会資本」とか「社会関係資本」、あるいは「人間関係資本」というような言い方をしております。人と人の繋がりというのが実は社会を成り立たせている、そしてその社会は働かせる重要な鍵だと言う考え方でありますが、そういうソーシャルキャピタルそのものが今、無くなりつつある、そういう現実を示しているという事でもあります。

実は、それが無くなりますと、人々の暮らしだけではなくて、行政にとっても非常に大きな問題が発生するということになります。と申しますのも、もう皆様方よくお分かりの通り、従来のような地域組織やあるいは従来からあった地縁団体、そういったようなものが本当に上手く働かなくなってきてしまっている。行政としては様々な行政サービスを提供しようという時に、そうした多くの地域の団体をお願いをして、そして、サービスが効率良く届くように努力をしてきたということがあろうかと思えます。ですが今、そうした地域の団体というのがどんどん使えなくなってきてしまった。それは、県にとっても同様でありまして、これまでは、県の規模での各種の業界団体等々を通じて許認可行政というのをやってこられたわけですが、そういう団体そのものが、その組織であるとか繋がりというのをどんどん弱くしてきてしまっている、そうすると規制も監督も上手く働かない、そういう実態に直面せざるを得ない、ということになります。

これは、市町村でそれぞれの地域の中での行政、たとえば福祉であるとかあるいは環境問題であるとか、そういうところで地域の団体に協力をお願いしてやってきた仕事というのが、どんどんそれぞれの地域組織にとって重荷になっていく、そして、もっともっとやって頂かないといけない事が増えているのにもかわらず、むしろ地域の方の疲弊、地域組織の停滞の方が目に付くようになってくる、そういう状況に直面しているのではないかと、いう風に思っています。

今、分権改革とか何とかという議論に入る前に、これまでの分権や財政の事情等々を通じて、地方自治が、県であれあるいは市町村であれ自治が限界にきつつある、というのが私自身の今の所の見立てであります。そんな中でどうするのかというのが、次のステップの課題だという風に思っております。

お手元、シートの次のページ7枚目をご覧くださいと思います。こういう問題に対処をしようということで、こここのところはやはり地域主権改革というのが大きく取り沙汰されています。この地域主権改革が意味があるとすれば、今、申し上げたようなそれぞれの地域の事情というのをもう一度、国民というか、あるいは住民と言った方が良いでしょうが、その住民の視点で組み立て直していく、そういう所にこの「地域主権」という言い方の意味があるかと考える。そうすることで初めてこの地域主権改革というのが意味を持つてくるのではないかと、いう風に思っています。地域主権改革、色々定義はされておりますけれども、私自身は、その定義はさておき、地域主権というのは別に国民主権を否定するわけでもなんでもなくて、むしろ、国民主権をそれぞれ地域の中で、どうきちんと発言し、表現をしていくか、実現をしていくのかということを考え、そしてそれを具体的に組み立てていく、そういう機会としてこの地域主権改革というのがあるのではないかと、そんな風に読み解いております。逆に言えば、地域主権改革というのは国の方から、もうそろそろ色々な事やってきたけれど限界がきている、むしろ、それぞれの地域でそれぞれの地域の自治の組み立てというのを、一人ひとりの住民の視点から作り直して欲しい、そういうメッセージが込められているのではないかと、そんな風に考えています。

もちろん、そういうところに至るまで、この20年ぐらいの地方自治の現場での色々な苦勞がありました。簡単に申し上げればやはり、地方分権改革ということで国から地方へまずは、それぞれの地方自治の従来の制度の枠組みの中ですが、むしろそれぞれの地域の主体性に出来るだけ多くの事を委ねてい

こうと、こういう方向の改革がありました。ただし、この改革も結局のところは、それぞれの自治体に多くの苦勞を押し付けるといふ、そういう形になってしまった、というところは否めないかと思っています。そういう状況の中で更に、バブル崩壊後、言ってみれば、社会の拠り所というのを、先程のソーシャルキャピタルではありませんが、失ってきた日本社会の中で、いったいどういう風にこの社会を立て直すのか、そういう所が出てきたのが地域主権改革だと、こういうストーリーであります。

これまでの分権改革は、もちろん、大きな成果が無かったわけではありません。お手元、スライドの8枚目、9枚目をご覧頂ければお分かりの通りでありますけれども、95年に地方分権推進法の制定で進み始めた分権改革は、確かに分権原則として自己決定と自己責任、そして国と地方の間での対等協力の関係、そして個性的で活力ある地域社会をつくっていこう、そういう方向自体についてはこれは、誰も否定ができない立派な目標が掲げられて、そして99年の地方分権一括法に結びついた、という風に言う事が出来るだろうと思っています。

その結果、いわゆる機関委任事務の廃止であるとか、従来の事務の区分というのを再定義し、法定受託事務と自治事務に区別をし直した。その成果も大きかったかと思えます。また、国から地方、そして県から市町村への関与の仕方についても随分と整理がされる、合理化をされたという風に思います。権限もちろん、2000年の段階ではそれ程大きく進みませんでしたけれども、その前後を通じてやはり、国から地方へそして府県から市町村へ権限移譲が進んだ部分も多くございました。

その中で特に、この一連の分権改革で強調されましたのはやっぱり住民に身近な市町村、その市町村の自治、というものに多くの期待が集まった、ということも確かでありました。もちろんそれが部分的には市町村の能力、いわば分権の担い手として市町村をどうしていくのかという議論に結びついて、ある意味では市町村合併という方向に進まざるを得なかったという側面もあり、本県でもそういう流れで市町村数が減ったという経験をしてこられているところでもあります。もちろんこの2000年に施行されました自治法の、そして関連諸法の大きな改革を通じて行われた第一次の分権改革ですが、それ自体はいろんな課題がありました。財政問題あるいは本当にそれぞれの自治というのを充実させる方向になったのかどうか、という反省があり、ある意味では、次の分権改革、第二次分権改革というのが必要だという声を生んだわけであります。

お手元、スライドの11枚目次のページですが、第二次の分権改革ということで、2001年以降進みました地方分権改革推進会議やその答申等に基づきます一連の改革というのがございました。その中で大きかったのは三位一体の改革という風に言われているものであります。地方税、地方交付税、そして国庫補助負担金の改革でありました。残念ながらこの改革についてはもちろん、補助金改革という点では大きな成果があったという風に言われていますが、同時にそれを通じて国の財政問題を解消をしていく、一方では地方の側からしてみれば、貴重な財源を減らされるという、その上でなお、責任というのが自治体の側に積み重ねられる、こういう結果になりました。一連の議論の中ではもちろん、知事会を中心にして色々と協議がされた結果ではあったのですけれども、残念ながら地方側にとっては非常に厳しい改革になりました。これで経済事情でも好転していれば良かったのですけれども、とりわけリーマンショック以降のこの2、3年というのは、残念ながら景気回復もまだら模様で、まだまだ改善の方向ではありますものの、その力というのは強くない状況の中では、地方の経済状況というのは改善を望めず、ましてや経済の回復の速度よりも遥かに財政の回復というのは遅れますので、余計に厳しい状態が続くということになります。

そのような状況の中で、改めて、第二期の地方分権改革というのが進められなければならないという議論に繋がっていきました。もちろん、この間の分権改革に対応したような、地方自治の制度のより良いやり方という事については検討が進んでいたということがあります。皆さん方もよくご承知の通り、地域づくりということについてはやはり、それぞれの自治体の中の、合併をした所が特にそうでありま

すけれども、そうしたそれぞれの小規模な地域についての配慮という事がされないといけない、そしてそれが実は、合併をしようとするまいが、それぞれの自治体の中の生活の基盤であるようなコミュニティーベースのそういう自治というのを考え直さないといけない、そういう観点から地方自治法の中に一般的な制度としても地域自治区という制度が導入をされるというような事がございました。スライドの13番目の所にもありますように、単に合併という事だけではなくて、合併をして規模を大きくして、市町村も強化をしていく、という事だけではなくて、むしろ、市町村の中の小地域の自治というのをしっかり組み立て直して、それぞれの生活の日常の暮らしの拠り所をつくっていきこう、そういう動きが少しずつ始まったという事でもあります。

もちろん、この制度の仕組みで十分かというところではなくて、むしろ、その中でどういう具体的な実態を作り出していくのかというのが大事なのですけれども、残念ながら今の所はこれも、それぞれの自治体ごとにまだら模様の対応の仕方ということに止まっているようであります。いずれにしても、こうした地方制度の再編については、もう一つ府県の仕組みとこのことをどう考えるのかという事で、今は下火になっておりますけれども道州制の議論も出てまいりました。当面はやはり、府県の単位について言えば、現状の府県の単位を超えた広域的な対応を取るのが府県でも必要とされているという事、これはどうも確かなようであります。特に国の出先機関の整理、統廃合の議論があり、基本的にはもう出先機関は廃止をしたいというのが、今の所の国の検討の方向です。そうすると、あとそれをどうするのか、国の方で担当しておられる方々が言うておられるのは、「手挙げ方式でどんどん地方へお願いしたいと思っています」と、こういう言い方をしております。要するに「やる気のある所はどうぞ」という言い方がありますけれども、どうなるかまだ分かりませんが、少なくともそういう風に今、府県のあり様というの、これからどんどん変わっていきこうとしているわけであります。

地方自治の内部の運営の仕方についてもそうであります。このところ、国の方の検討の中では、長と議会の在り方も含めて、抜本的な地方制度の改革というのが試みられようとしています。上手くいくかどうかは分かりませんが、どういう結論が出るかもまだ不明なところがありますが、当面は地方議会の制度が大きく変わる可能性はあると見ております。

さて、こういう地方制度の改革というのは、また改めて今後の地域主権改革との関係でその行方をお話したいと思います。その前に2005年以降進んできました第二期の分権改革、これには一応触れておかなければならないだろうと思っています。と申しますのも、先程お話をした第一期の分権改革、一次、二次という風に前半5年、後半5年に分けてお話をしましたけれども、確かに、その中で初期の目標でありました国から地方へ、そして市町村重視へという事での改革は、一定は出来た、そしてまた、国と地方との対等協力関係その前提になるような議論は一応出来たという事でもあります。ただし、実際にそれをきちんと動かしていけるような仕組み、本当に地方が自由に選択をしてそれぞれの地域の個性を活かすようなそういう動き方の出来る制度になったか、という点については反省点も多ございました。

第二期の分権改革ではそうした点も含めて、地方分権改革推進法という法律をもう一度作り直して、新たにその為の推進委員会を作り、そして検討を進めてこられたということでもあります。その議論の中での基本的な観点というのが一つはやはり、従来の分権の考え方を踏襲しつつ、やはり国の権限をどこまで地方に移譲できるのかという観点がもう一度問題になってきたということ、特に地方出先機関の議論というのがそこから始まったということに注目して頂きたいと思えます。

それからもう一つ重要であったのは実は、「規律密度論」という風に私共は呼んでおりますけれども、自治法上は、あるいはその他の諸法で、地方自治体には様々な義務付けや枠付けがされています。そうしたものを出来るだけ取り払って、それぞれの地域の基準、それぞれの地域に最適なやり方というもので物事が進められるように、こういう改革が試みられようとしていました。例えば、地方自治法の2条に、

これは市町村の方々だけが該当致しますけれども、市町村ではその総合的で計画的な運営の為の基本構想というのを定める、そして、議会の議決を得て定めなさいと、こういう規定が入っている。法律でこういう事を決めるのはおかしいだろうと、それは、やっぱりそれぞれの地域、地方自治体が自分自身で決める事だろうという事で、実は、この前の（平成22年）通常国会ですが、ご承知の通り、自治法の一部改正でこの基本構想の法定というのを削除する改正案が出ておりました。継続審議になっておりますので次の（平成23年）通常国会あたりでどうなるかまだ分かりませんが、少なくとも、今年4月末頃、参議院で通過しましたので、次の通常国会で波乱が無ければ成立する可能性は高いと見ております。それはさておきまして、こういう風に法律で義務付けたりあるいは、枠付けを与えたりしているようなものをとにかく可能な限り減らしましょうという事で、関連法を含めてこの前の通常国会に一括法の形で改正が提案をされておりました。

41法律 120項目ぐらいのこうした法律の規律密度を緩める、あるいは、地方に対する無用な介入をしているような法律の規定というのを止める、そういう方向にあったわけでありまして。もちろんこの数や内容規模というのは適切かどうかという事については議論がありますけれども、やはり、従来の分権改革というのが結局は、自治体に多くの義務を具体的に法律に定められた基準で自治事務と言いながら、沢山の制約を課した形で、しかもそれを義務付けてしまうということを通じて結局は地方を疲弊させるだけだった、そういう反省というのをどう活かすのかというのが、この改革の重要なポイントでもあったということでもありました。残念ながら、第1回目のその試みというのは、この所の政治事情で流れてしまいましたけれども、これは恐らく、今後もまだまだ議論が重ねられ改革が進む分野ではないかと、そんな風に見ております。

お手元のスライド15枚目をご覧頂ければと思います。この一年間、本当に大きな変化がこの地方自治の議論をしている私共にとってもございました。それはやはり政権交代というのが非常に大きなインパクトがあったなあというのが実感としてあります。従来の政権、従来の国の動き方、考え方からすれば、いくら分権推進委員会で出先機関の廃止を言っても、どうしたって幾分かは基幹的な部分は残るでしょうと、あるいは規律密度論云々というのを言っている、やっぱり国会の権限をそう簡単に手放す訳は無い、そして、国・地方の財政問題、国の財政事情を考えれば、地方財政に抜本的な改革なんぞは出来ないだろうと、という風に見られていたわけでありましてけれども、昨年秋以降の、特に最初の鳩山政権の下で出されました地域主権改革、そしてそれに伴います地方自治法抜本改正の議論、こうしたものの中には、やはり政権交代効果のようなものが大きかったのではないかと、そんな風に考えています。そして、その中で鳩山さんが一応、ご自分の改革の「一丁目一番地」という風におっしゃっていたのが、この地域主権改革でありました。今の菅内閣では、大分順位は下の方に落ちたということになっておりますが、ただしまだ掲げられていますので、全くこれが消えてしまうという事ではなさそうだと風に見ております。それはともあれ、この地域主権改革ですが、この6月に「地域主権改革大綱」がその菅内閣の下で閣議決定をされました。この大綱の意義というのは、その点では非常に大きいという事でもあります。

この地域主権改革大綱でどういう事が言われているのか勿論、従来からありました、地方分権改革の方向とか路線というのは踏襲をされております。基本的には国と地方との対等のパートナーシップという事が言われ、そして、地域の活力を取り戻そうと、そして従来の地方分権改革と違っているのは、自治体の為の改革ではなくて、国民の為の改革、あるいは住民の為の改革というところが強調をされたところでもあります。その次の16枚目のスライドで地域主権の意義の最初の所にもありますように、地域主権というのを言わば、国民主権に基づいて、国民がそれぞれの自分自身の地域社会というのを、自分自身の責任で作直していく、そういう事を意味しているのだ、という件があります。ある意味では、この地域主権改革では、これまで、団体間の関係で分権というのを考えてきた、国と県、県と市町村と

いうこの関係で考えてきたものをむしろ、市民、あるいは住民、県民、市民、いずれでも構わないのですが、そういう住民の観点で考え直そうというところに大きな特徴があった、という風に考えて頂いて良いかと思えます。

もちろん、そうした改革を進めていく為には、17枚目、18枚目のスライドにもございますように、この地域主権改革という事をやはり進めていく具体的なフレーム、枠組みとして、従来型の分権というのも重要になってまいります。地方自治体に適切な役割を担ってもらわなければならない、これは確かです。ただし、その中でも、特にこの地方自治体を従来にも増してもっと、自分自身で判断が出来るように、自主的・自立的に動いていけるようにという事が強調される、という事になりました。18枚目のスライドの最初の方にありますように、従来のような義務付け、枠付けというのを見直し、そして、条例を制定するというのを場合によっては法律の規定を条例でもって書き直すという事が出来る、いわゆる「上書き権」という風に呼んでおりますが、そういう事も含めて、今後検討をしなければならない、という事が課題になっているという事でもあります。

加えて、今後どういう風に進むかまだ不透明であります、これまでの分権改革推進委員会の勧告もそうではありましたが、基礎自治体、市町村への権限移譲、これは、変わらずずっと大きな課題であり続けるという事でもあります。

一方で、従来から問題になっておりました個別補助金、いわゆるひも付き補助金であります、こういう補助金というのを、いよいよ一括交付金の形に変えようという事で、これは実は、法改正というのを必要としないので、来年度の予算から、この秋位から既に始まるようとしております。担当の大臣補佐官、逢坂さんというあの、前の二セコ町長ですが逢坂さんのお話なんかお聞きすると、もうこの秋の予算要求の段階からこの一括交付金化を進めますよ、というような言い方でありました。具体的な手法につきましては、まだ、実際出揃って見ないと分からないところがありますが、加えて、民主党の代表選もこの9月にありますからどうなるか分かりませんが、今の所、想定をされておりますのがやはり、公共事業を中心にして、その補助金というのを一括化する、そして、配分基準についてはまだこれからですので、本当にその所が一番問題なのですが、それについては、今後詰めないといけないという言い方をしておられましたけれども、少なくとも、一括交付金の形にして、地方に裁量の利く形で出したい、という言い方をしておりました。現実、どうなるかは分かりませんが、少しこれは当面、実際に動きそうなところとして注目をしておいて頂ければと思います。

それから国の出先機関の抜本改革であります、これは基本的に廃止の方向で年末までには結論を出したい、という事で検討は進んでいるようであります。これを担当しておられるのは、前の三重県知事だった、北川さんという方ですが、こちらの方も、先程ちょっと申し上げましたように、手挙げ方式でやっていく事にしたいとか、色々アイデアはとんできております。現実に具体的にどうなるのか、というところまではまだまだ全体像が見えておりませんが、やる気だけは満々という、そういう感じでありました。さて、どんな風になりますか、という事でもあります。

ともかく、それを通じまして、先程少し触れました、地方政府基本法案が具体的に作られようというそういう方向に向っております。次のページの19枚目のスライドをご覧くださいと思います。そこにもありますように、自治法の抜本改正という事で今、色々と考えられているのは、やはり基本的な方向がこれまでの分権化改革の基本的な流れとそうは変わらないところはあります。住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする、これが基本であります。当然、その際に、今回の改革では住民ということに特に、ウェイトが置かれております。地域住民が自分自身の判断と責任において、地域の諸課題に取り組む事が出来るようにする、ここの所がポイントであります。ただし、現実に基礎自治体とされている市町村が全てこういう課題に応えきれるかどうかという事については、難しいので、今の所は、そうした市町村の能力の違いということについて、そこも踏まえて検討が必要

ですねというので、現時点で想定をされておりますのは、やはり市町村の水平的な連携によります広域行政、ここには一定の期待をしたい、というそういう言い方がされております。

ですから、新しい自治の体制がどうなるに致しましても、現行の府県、市町村という二層制だけではなくて、二種類の広域、つまり、市町村のそれぞれの連携協力によります広域的な対処という事と、加えて府県の区域を越えた府県の間での広域行政、この二つの種類の広域行政というのを考えなければなりませんし、そういう意味での広域自治体というのを基礎自治体の上に何層か重ねて考えざるを得ない、そういう状況がどうも想定をされている、という風にお考え頂いて良いのではないかと考えています。

その中で、従来の地方公共団体のそれぞれの在り方というものが恐らく、抜本的に変えられていくだろうということも同時に想定をされていて、その時の変え方、というのが実は住民の判断というものによって、それぞれの自治体ごとに違った仕組みを取りうるというようなことがどうも想定をされています。これもなかなか具体的に、どういう形でどういう風を実現するのか、というのは今の所、年末までの間にどこまで議論が煮詰まるか難しい所もあるのですけれども、基本にある考え方はやっぱり、地域の住民が自分達の自治の仕組み、というのを選び取るべきだろうという、こういう考え方でありまして。これは基本的にアメリカの地方自治体のホームルール、つまり自分達の地域の仕組みは自分達で選んでいく、どういう議会の制度を取るのか、どういう首長の仕組みを取るのか、勿論、日本国憲法は長と議会議員の直接公選を規定しておりますから、これは、そうせざるを得ないわけでありまして、憲法改正をする以外にそれを避ける方法はありませんけれども、それを前提にして尚且つ、現在の市町村長さんと議会との関係、そして住民との関係を規定している地方自治法、そこが、むしろ法改正の話でありますので、ここはいくらでも権限の関係であるとか、相互の関係であるとかというのを変えていくことができるだろう、それを住民の皆さんにそれぞれの意思に従って選んで貰えるような、そういう仕組みにしていこうということでありまして。

当面、割と課題、話題になっているのは、長と議会の関係で、鹿児島県の阿久根市問題があって、色々話題を呼んでおります。基本的な二つ方向があります。一つはやっぱり、この所の地方行財政検討会議で話題になっておりますような「議会内閣制」、知事さんの下に議員さん方が、幹部の職員となって入っていく、そして、一緒に行政についても責任を取っていくというような、こういう議会内閣制の議論というのが一方ではあります。他方では、アメリカの大統領制のように、大統領と議会というのをできるだけ分離をして、言わば、市町村長と議会との関係をできるだけ分けてそれぞれの権限を明確にして自立をしてそれぞれが動いていくという、本来の意味での二元代表制に持っていこうという動きと、この両方があります。議長会の方は、三つの議長会の方がこの二元代表制を、それから、どうも執行機関側の3団体は、どちらかといえば、議会内閣制に、全面賛成ではないようではあります、その方向もありかなという風に考えておられる節があります。今日は、どちらの代表が多いのかよく分かりませんが、とにかく、そういう選択肢も含めて、地方側、地域の住民がそういう仕組みを選んでいけるような仕組みにしようというような話も出ています。ただしこれは、本当にどう具体化するか全く分からない話なのですが、どうもそういう所が垣間見えるということでもあります。

少し、これからの自治制度の枠組みの動きの方にお話がいつてしまいましたが、むしろ、ここまでずっと強調していましたように、これからの自治というのを組み立て直していこうという時に、分権の中でもそして、それが地域主権改革という名のもとで、この一年ぐらい動いてくる間で、やっぱりどうも、自治の捉え方そのものがどんどん深まってきた、変化をしてきた、ということが言えるだろうという風に思います。その中で、強調されているのは、実は、これも今年の6月に「新しい公共宣言」というのが、「新しい公共円卓会議」という、これも鳩山さんの下でやってこられたのですが、この「新しい公共宣言」というのが出されました。このあたりに、一つ鍵があるかなあということで、ちょっと、そのお話をさせて頂きたいという風に思っています。

「新しい公共宣言」につきましては、お手元の資料のスライドの22番目の所に提言の主な内容を掲げさせて頂いております。ここで言っている新しい公共、これまで何年間かずっと議論がされてきたところでもありますし、従来の自民政権の下でも言われてきたところだったのですが、これまで、どちらかと言えば、国や地方自治体の行政というのが、公共の利益、これを実現する為に頑張ってきたという、そういう図式だったのを切り替えようということです。寧ろ公共的な役割とか活動というのは、市民、住民自身にも出来るだろう、特に阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動であるとかNPO活動というのが、公共的、公益的な役割があるということで、注目を浴びてきたという側面がございました。そういう観点から、公共を担う新しい担い手というのが出てきたよね、ということで「新しい公共」ということが言われ始めました。

改めて考えてみますと、私達の社会にはこういう公共を担う様々な担い手というのが、国や地方自治体以外にも沢山あったということでもあります。元々、民間の組織ではありますけれども、公益法人なんていうのは昔からありました。そして、地縁の団体、地域団体も場合によっては、公益まではいかないですが、私益ではない共益、共に利益があるという、そういう共益団体として機能をしてきました。そうした多くの公共を担うような、それを担い得るような色んな組織、団体、個人というのが地域の中で活動をしてこられているということがありましたし、そういうところに多くの関心が集まるようになってきたという事でもあります。

こうした新しい公共の高揚というのが、実はこれまでの地域の在り方や地方自治の仕組みそのものを組みかえていく、重要な大きなステップになってきているのではないかと、ということでもあります。お手元、次のページをご覧頂きますと、こういう新しい公共というのが、言わば、地域というものの再編にどう繋がっていく可能性があるのかということについて少し書かして頂いております。とりわけ、従来の地縁型の組織、あるいは各種の地域団体、それ自体がより公共的な使命に目覚めて、そして自らの使命といったようなものを具体化していく為に公共的、公益的な活動をどんどん進めていく、そういう方向を目指し始めている、そんな例があちらこちらに見られ始めています。そうした動きを進めていける地域の団体というのが、どんどん増えていますし、また、それに取って代わるようなNPO活動、ボランティア活動、こういうものも盛んになってきているのではないかと、いう風に思います。

そういう新しい公共を担うような色んなしくみ、というのが今、それぞれの地域の中で動き始めた。それは、従来のように、行政が専ら公共サービスを提供する、そういう行政サービス中心の公共の在り方ではない、新しい地域の在り方、地域の自治のしくみの在り方というのを、想定をさせるようなそういう力になりつつあるのだ、ということでもあります。

およそ頂いていた時間が無くなってきました。そろそろ、まとめに入りたいと思います。これからの地方自治というのをどう考えていくのか、今までお話をしましたような地域主権というものの、そして、地域住民を中心にした自治のしくみづくり、そしてそこに新しい公共の可能性という事を見出す、こういう方向から、様々な自治体改革の課題というのが見えてきたのではないかと思います。その点を少し、地方制度そのものをどう変えていくのかという観点から整理をします。お手元25枚目のスライドをご覧頂ければと思います。特に上から4つ目の黒ボツの所にありますように、これからの地方制度というのを考えていく時にやはり、自治の世界というのを補完性原理、言わば身近な所から組み立て直す、こういう考え方が重要になってくるのではないかと、いう風に思っています。その点では、近隣自治ないしは地域自治というのをベースにした市町村自治、言わば近隣が出来ない事、というのを市町村がやって、そして、市町村の自治でやはりどうしても出来ない事というのを、市町村広域で連携しながら問題解決をしていく、それでも出来ない事はやっぱり府県という広域自治体が補っていく、その府県が出来ない事はやっぱり府県同士の広域的な自治が補っていく、そうすると、それ以上の道州制とか国とかっていうのは非常に薄く、軽くなると、そんな世界というのが恐らく、これからの地方自治、地方制度の

役割分担として考えていかねなければならない、という事でもあります。具体的なそれぞれの担い手が、どういう風な動き方をしていくのかという事については、次の26枚目をざっとご覧頂ければと思います。

ただし、地域自治というところから段階的に組み合わせて積み上げていくと言いましても、実はそれだけで問題が解決をする訳ではない。言わば、近隣で解決出来ない時に、従来の近隣の組織が機能しない時にどうするんですかという話があります。私達は今、そういう時に、近隣で出来ないから直ちに市町村、市町村で出来ないから直ちに府県といったような考え方は、やはり、しない方がいいのではないかと考えています。むしろ、そういう時にこそ、民間と行政、その民間の中でも民間非営利と営利、後者は事業者ですね、これを組み合わせた別の組み立て方、「パートナーシップ」という言い方をしておりますが、あるいは「協働」という言葉に読み替えて頂いても良いのですが、こういうやり方や機能をしていくことで、実は、単純な補完性原理というのを更にバックアップをするような仕組みができていくのではないかと考えています。したがって、なかなか市町村単独では難しい、じゃあそれは直ぐに広域で、ということではなく、むしろ市町村とそして民間事業者、更には地元の非営利団体、そうした所と一緒に問題解決の方向を目指していく。例えば、医療にしても福祉にしても、確かに今、単独の市町村でやっていくのは難しい場面が多いわけですが、それは単に広域的にやるという話ではなくて、むしろその地域の中の色んな力を合わせて、介護の問題を解決していく、そういう事も出来るだろうという事でもあります。

もう少し、細かなレベルで言えば、限界集落の問題というのを、じゃあそこに財源や資金を投入するのですか、という言い方ではなくて、むしろ、その地域とそして民間の事業者、そしてボランティアの力、そして行政の支援、こういうものを組み合わせて何とか自立をしていけるように考えましょうよ、というようなそういう動きもあります。言わば、そういうレベルでむしろそれぞれのレベルでの自治というのを、マルチなセクターの間での協力というのをベースにしたパートナーシップで支えていく、そういう事があって尚それでも出来ないものを広域的に考えていく、どうもそういうところに、地域課題解決の方法というのが広がってきているのではないかと、いう事でもあります。そういう新しい社会システムというのを今、新しい公共の考え方をベースにして組み立て直していく。言わば、今申し上げたような、パートナーシップで出来上がる世界というのがあって、たとえば事業者が営利を目的にするだけ、というのではなくて、その活動の中でもちゃんと公益的、公共的な機能ありますよね、それを協働を通じて実現できますよねという事を意味しているわけであります。そういう新しい公共の世界というのが働くのがこれからの21世紀の、私達が作らなければならない社会システムではないのかという事でもあります。そのあたりは28枚目のスライドでいろんな分野の可能性というのを見出したいという事で書いております。それは、NPOとかボランティアとか地縁団体とかそういう所もどんどん変わっていったらならないといけませんし、企業にももちろん変わっていったらならないといけません。行政自身もむしろ、行政サービスだけの行政ではなくて、そうした市民や事業者と一緒にやっていくことで、市民生活、住民生活を支えていく、そんな仕組みに変わっていかねなければならないという事を意味しているわけであります。

29枚目の新しい公共を支えるシステム、まさにそういう地域のしくみというのをどういう風に組み替えていくのかという事を若干、市民社会、ボランティアといったようなものに着目しながら考えたいということで、簡単にポイントだけ書かして頂いてございます。こうした新しい公共というのを支えていく、新しい社会システムというのを機能させていく、その中身としてやはり、これまでお話をしたような新しい公共、そういうものが重要になってまいりますし、その中で、実は、それを具体化していく為には、地方自治体の行政も、そして民間の営利部門も、そしてNPO、地域団体、地縁団体含めた民間非営利の部門も、それぞれがパートナーになってこの新しい公共をつくっていく、そ

ういう社会が恐らくこの 21 世紀を支えるだろうということで、最後になりますが 31 枚目のスライドにありますように、これからの 21 世紀型の統治のしくみというのをむしろ、市民、住民との関係で組み立て直すというところにポイントがあるという事で結論付けたいと思います。逆に、市町村も都道府県も自治体としての在り方を変えて、これまでの市民の意見を聞いて市民に関わってもらおうという、そういう自治体への参加ではなくて、自治体も県も市町村も地域の活動にそれぞれの地域の担い手の一つとして参加をしている、関わっていく、言わば地域は地域として自治、自立をしていく、そこに逆に県も支え手として入るし、市町村も支え手として入る、そして、一定の役割をその中でそれぞれ担っていく。そんな姿というのが、恐らくこれからの日本の社会システムになっていくのではないかという風に思っていますし、地域主権改革の行方というのも恐らくこういう方向を向いているのではないかという風に考えております。私のお話は以上にさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

【質疑等】

(白河市)

- ・ 「地方分権」あるいは「地域主権」という言葉の中で、例えば、ひも付き補助金の廃止、一括交付金ですが、はっきり言えば国の赤字の穴埋めという側面があります。
- ・ もう一つ、国の地方出先機関の廃止ですが、我々地方公共団体も、非常に厳しい財政状況にあって人員削減を進めています。そういった中で、例えば白河市では何人割り当てるから引き受けるといような話になることが想定されます。
- ・ 国の借金の穴埋めを地方自治体に肩代わりをさせるようにも感じられますので、改めて先生にその辺の裏に見えるものが何かなどについてお聞きいたします。

(新川教授)

- ・ 財政規律をどう風を立て直すのかというのは、一番、政府の中で大きな課題になっているという事は確かであります。そして、結局それは最終的には国民にその負担がいくという形で解決せざるを得ない訳であります。地方行政にもしわ寄せが全ていくという図式です。
- ・ もちろん、国の方の言い訳としては、「国として切るべきものは切っていく、やれる限りの事はやる」となるのですが、残念ながら必ずしもそこまで行く見通しは明確ではありません。みんなの党が、今回徹底的な行革を主張して支持を伸ばしましたから、さてどうなりますか、という事がありますが、増税とか、国家公務員の給料を大きく切り下げるといような、それぞれ地方で苦労してやっておられるような事が国に出来るかという、今のところ見通しが立っておらず、なかなか難しい。
- ・ 従いまして、国の方がどこまで改革が出来るのかという事とも関係するのですが、あの膨大な借金というのを、一挙に無くしていけるような手法が取れる訳ではない。
- ・ 実は、参議院選挙前に、菅さんが増税発言をされました。その時に、10%というのを自民党案から引っ張り出しておっしゃっていたのですが、本当はその時に22%案というのが実は出ていたという事がありました。それは、何の事はない、消費税と毎年の国債の発行額を見合いで考えた時に40兆程の消費税を確保するとすれば、20%を超えますよねという話なのですが、むしろそっちの方が

説得力はありましたよね、というので、財務省筋はそういう話をしてたんですが、そこまで流石に言えなくて、少なくとも、そういう荒療治が今すぐ当面出来るかという、出来ないの、これを他の制度改革とも絡めて順次やってくとすれば、やはり、地方や国民に少しずつ負担をつけ回していく、それしかないというのが現状であります。

- ・ ですから、白河市さんご指摘の通り、ひも付き補助金の一括交付金化、特に公共事業を中心にしてのところで、全体としてのマイナス査定の中で確実に絶対額は減りますので、あとは自治体の方で、それぞれご判断下さいという形になっていく。
- ・ ひょっとすると実は、事業量の要求そのものは残るかもしれないという、非常にややこしい制度になりそうなので、そここのところは、逆に実際の地方負担が増える可能性がまだあり、これからまた改めて政治議論になりますので、少し注目をしておいて頂きたいです。
- ・ 逆に地方の側から、もうそろそろ、そういうつけ回しは辞めてくれという声をもっともって出していかないといけない。これまでの所は、表面的には、分権賛成、権限をもっとという議論をしてこられましたけれども、どうも、このままいくと、ますます地方の側は大変になるというので、地方6団体での動きも大分変わってきました。むしろ、きちんと財源の議論をしましょう、それから、権限ではなくて、地方で自立的に判断が出来るようにして下さい、国がやるべき事はもう国の方で引き取って下さいという議論が今、出始めています。
- ・ 例えば、扶助費の問題、生活保護の問題であります、これは国家的な国民の福祉に関係するのであれば国がお金の面で全面的に負担すべきでしょうと、こういう議論が地方から少しずつですが声が挙がり始めています。こういう声をどれ位きちんと出していくのかというのが、これからの大きな課題だと思っています。
- ・ 少し今日の私のお話に引き付けて言えば、地方自治のしくみであるとか、あるいはそこにどんな権限を持たせたら良いのかという事については、もっともこれから地方の側から具体的な声というのが出ていかないと、またまた、国のお役人達が自分たちのベースで考えた、国に都合が良い制度提案しか出てこない可能性があります。
- ・ 1995年に始まった第一次の分権改革では、地方の側の声が幾分か通りが良かった。割と現場の部隊と言いますか、議論をしていた事務局レベルでは、各都道府県などから沢山人が出て、議論のお手伝いをしていたという事がありました。
- ・ 国や民間の人にも混じって沢山の地方の人達が頑張ったという事があるんですが、どうもそれ以降、そうした動きというのがあまりなくて、地方の声というのが非常に通りにくい状況になってきて、分権改革らしきものが進んできたという事があります。
- ・ 今も、そういう状況はあまり変わらないので、むしろもう正面から具体的な提案を地方から出していくべき時期で、その際に併せてこんな権限は要らない、こういう権限をよこせ、という区分けを地方の側から出すべき時期に来ているのではないかと、いう事でもあります。
- ・ それも含めて、要るもの、要らないもの、要るお金、要らないお金、そのあたりを、それぞれの地域で具体的に詰めていく必要がある。時間はあまりありません。早急に検討していく必要があるだろうと思っています。
- ・ もちろん、先程申し上げた、地方政府基本法案が年内にどこまで出来るか分かりませんが、抜本的な改正案が出来ることはあり得ません、ただし、その枠とか骨組みとかいうのは出てきそうなので、逆にその段階までに地方として突き付けられるべきところというのを、やっぱり検討していかなければいけないのではないかと、そんな風に考えているところであります。
- ・ つけ回しは必ず来ますので、それを前提にして考えないといけないという事でもあります。逆に、その事を踏まえた上で地方から具体的に言っていくべきところをつくっていかないといけない。

- ・ それは、単独で考えていてもなかなか声になりませんので、こういう機会を捉えて、市であれば市長会、そして町村であれば町村会、そして、府県と一緒に検討されていれば、今度は府県では知事会を通じて、やはりそういう声を上げていくというのが、今とても大事になっていると思います。知事会では個人的に、研究員となっておりますが、なかなか知事会の中にいると言いたいのですが、知事さんから声が出れば、そういう方法で動かないといけないよね、という動きになります。
- ・ それは市長会でも町村会でも同じだと思います。是非、そういう全国のレベルで積極的にそれぞれの知事、市町村長さん方に発言をして頂くことが今、本当に必要になってきていると思っています。

(川内村)

- ・ 双葉郡の川内村です。人口3000人という小さな自治体です。聴講いたしまして感じた事が2つあります。
- ・ 一つは、小さな自治体から始まる地方自治ということを踏まえながらであります。分権改革から地方制度の改革という中に出先機関の廃止とか道州制といった議論が今後なされるだろうと思います。
- ・ そういった中で今後の町村、小さな自治体はどうなるのか、町村のこれからの在り方というのはどうなるのか、という点について先生にお聞きいたします。
- ・ 税源移譲の議論においても、人口が10万人、20万人、100万人といった自治体は自ずと税収が見込まれますけれども、私のように人口が数千人といった所は税収が限られてくる。日頃からとても不安に思っているところです。
- ・ それからもう一つは、地域主権の意義の中で、自治体の改革ではなくて住民の改革なんだというお話がありました。古くから住んでいる住民は、地域が今後どうなっていくのかということをととても不安に思っています。
- ・ 地域づくりといった観点の中から、これらの改革には、住民にどんな恩恵があるのかといった点についてお願いいたします。

(新川教授)

- ・ 一点目の今後の小規模町村については、国の制度改革でも大きな課題になっていて、確かに合併で随分やる事はやりましたがもうこれ以上減らすのは無理ですし、それぞれの地域の個性、特性というのを尊重せざるを得ないだろうという事で、これをどうこうするという事はもうありません。
- ・ ただし、お話があったように小規模な所がこれからどうやって地方自治体としての役割を果たしていけるのだろう、ここがやはり議論になります。
- ・ 基本的には、もはや従来の市町村を同列にした枠組みでは議論出来ないだろう、現在の特に法律に基づいて各自治体に担っていただいている事務というのが、人口5000人未満の地域で十分に担い続けるという事については、もうとてもやれないだろうという風に言われております。
- ・ 今の所は、それに対する回答は、広域行政をどこまでやれるかという事に懸かっている。これが基本です。むしろ、国の行財政検討会議での議論もそうですが、そこで先生方もお話をしていると、小規模町村について、規模を大きくして合理的にやれるような行政については、もう出来るだけ手放して広域的にやる、もうこれしかないですよ、というのが一つの結論だろうと思っています。
- ・ ただし、規模を大きくしてもなかなか効率的にならないもの、相互に協力してもなかなか難しいものも残りますから、そこをどうするのかという事については、むしろそれぞれの地域で考えていかないといけない。
- ・ 例えば、現行のような行政委員会や議会の制度というのを残すとすれば、他の行政事務がどんどん広域化していっても、それ自体が相変わらず重荷として残ってくるという事になります。

- ・ そうすると、そのあたりが、もっと地域で独自のやり方、費用のかからないやり方に出来るような制度改革をしていかないといけないですねというので、監査委員などについては広域的に処理しましょうという方向で今、進んでいます。
- ・ 他のものについても、ボランタリー、ボランティア型で出来るような仕組みというのも考えても良いですねという事で、むしろ小規模な町村であればあるほど地域の力というのをもっと自治体行政の中に全面的に活かせるような仕組みで動いていく、議会に代えて町村総会という話もありましたが、そんなものも含めて考えてはどうだろうかという事が議論されております。
- ・ それから二つ目の、地域の住民の皆さん方が、こうやってどんどん行政の方が厳しい状況になってきた時に本当にまちづくり、地域づくり、そして将来の地域を維持していくことすら不安になってくるというのは、それはそのとおりだろうと思っています。
- ・ 実は、このところ私自身も一番気になっているのはそこで、逆に行政がそういう風にもう頼る先では無くなってきているという事を住民の皆さん方と一緒に議論していかないといけない、そういう時代なのだろうと、いう風にあちらこちらで申し上げます。
- ・ いくつかの地域で、コミュニティづくり、まちづくりの地域での議論に関わらせて頂いています。どうしても従来の地域の組織の皆さん方、区長会とかいろいろお持ちだと思いますが、そういう所の方々はやっぱり役所に何とかせいという言い方をしますが、じゃあそれに対して自分達が何をするかという、その議論になかなか至らない。
- ・ その時に申し上げているのは、でもここでの暮らしをどうたてるかは、まずはお住まいの皆さん方ご自身の問題なんだし、役所はもうこれ位しかお金ないし、これ位しかここには事業をもう持ち込めないんですよ、その上で、この地域どうしたいんですか、という風に問いかける事にしています。
- ・ 今日のお話でも繰り返し申し上げましたけど、そういう地域の人達がやっぱり自分達にとって何が必要なのか、そして、それに対して自分達がどんなものを持っていて、どんな資源が地域にあって、それをどう活用すれば自分達の望ましい将来というのが開けるのかという事を自分たち自身で考えて頂く、そういう議論をする機会というのをどんどん作っていかないといけない。という事で、今むしろ、自治体に何々してくれではなくて、地域でこういう地域にしましょう、それで、その時に自分達出来る事そして自治体出来る事を考え合わせて一步一步進んで行きましょうという風に考えませんか、という事をあちこちで申し上げます。
- ・ もう少し言うと、出来れば、それぞれ集落、部落単位の皆さん方にその地域これから先どんな風にしていきたいの、どんな地域にしたいの、まずは自分達で絵を描いてみたら、その中で行政が出来る事はこの辺ですよ、地域の人達にやっぱりやってもらわないといけないのは、この所ですよ。そういう議論を是非して頂くと良いのではないかとこの風に思っています。地域計画を是非つくってみてください。

(埴町)

- ・ 東白川郡の埴町です。人口は1万人を切った位の町です。先生のお話を聞いて、「新しい公共」というのが非常に興味を持ったところです。
- ・ 前段のお話の中で地域社会の環境の変化で社会の暮らし基盤が壊れてきているような中で、なぜそうなったのか私なりに考えてみたのですが、これは行政の過剰サービスが原因ではないのかと。一つの考え方ですが、以前はそれ程行政がサービスを行っていなかったような気がします。地域の事は地域で皆がやっていく。そういう時代でした。
- ・ 例えば、道路ゴミが落ちていて。それは町の管理だ。石ころ一つあっても管理不十分だ、石ころが飛んだらケガをしたら賠償責任だというようなことがこの社会の中で起きている。地域住民も公共

的なものは、公共の団体がやるべきものというような、それが当たり前になってきている。

- ・ 財政的に恵まれている時期は、それぞれ金で解決したのですが、ここにきて、やはりそういう問題ももう一回見直さなくてはいけないと思っています。
- ・ もう一つ行政の悪い所で言いますと、例えば、ボランティア団体含め住民の自主的な活動がいろいろありますけれど、ボランティアという事が行事化している。行政がこの日に一斉清掃しましょうと働きかけて一斉清掃した。でも、それは地域の方は行政にやらされてる感じがある。そして一方で、自分家の前の道路のゴミ拾いとか掃除は、全然していないということも一部で起きています。
- ・ 行政がアドバルーンを掲げて勧めるボランティア活動、それを良いものとして行政も捉えている。そうではなく、こつこつと自分の出来る範囲をやる事が本当の活動ではないかと思っています。
- ・ 私の考えが偏り過ぎているかもしれませんが、是非先生のご意見を頂いて、なぜこういう社会になってしまったのか、行政にそういった責任があるのか、その辺をとお伺いできればと思います。

(新川教授)

- ・ 確かに昔のというか戦後直ぐの時代から考えてみますと、特に高度経済成長を通じて行政というのは、色んなサービスを沢山されるようになりました。そして同時に住民参加という事で、市民の方々の権利というものが大変重要視されて、そしてその市民の声というのも反映をしていくのが特に地方自治体、身近な自治体の役割だ、という風に考えてこられるようになりました。
- ・ その結果として、実は、非常に多くの仕事、場合によっては法律にまでなるような非常に多くの仕事というのを地方自治体に義務付けるという事になってきました。
- ・ ご指摘頂いたとおり、今改めて本当にこれから経済的には衰退をし、そして人口も減っていく中でどういう日本社会をつかっていくのかといった事を考えていった時に、まさにそうやってつくられてきた社会の仕組みをどうするのというのは、本当に大きな課題だという風に思っています。
- ・ 「止める事が出来なくなってしまっているものをどうやって止めるか」というのが今まさに、大きなテーマであります。
- ・ ところが、政治というのは残念ながら、「あれもやります、これもやります」という事でこれまで進んできました。「これも止めます、あれも止めます」といっては、選挙にならないというのが、普通の方の答え方だろうと思いますが、実はこれからは、何を止めるかの止める競争になるべきですし、そうならないとこの社会そのものが壊れてしまうだろうと、そんな風に私自身は思っております。
- ・ 残念ながら、「あれもやります、これもやります」という基をつくってきたのが、これまでの行政でしたし、これまでの経済成長でした。もちろん、良い面も沢山あって、市民の権利意識も確立をされてきましたし、様々な社会の基盤もこの間、整ってきました。
- ・ しかし同時にそれは今、ご指摘があった通り、お金で言わばサービスを買っているという意識、それは、普通にスーパーに行ってお買い物をするのと同じような感覚で、「税金を納めているのだから、それに対する行政サービスをせよ」と。ただし、その受益と負担というのが全く見合っていないという事には気付かないままにそういう議論をしてきてしまっている。
- ・ 逆に言う行政は、そのこの所をこれまで残念ながら、きちんと住民に伝えないままに、ただひたすら諸要求に応えてきたという事があるのではないのかと思っています。
- ・ これからの時代、本当に透明性の高い議論というのが昔から言われていますけれど、本当の意味でその透明性、受益と負担との関係を明らかにしなければならない。そして、その間にある様々な制度的な仕組みも含めて、その住民の一つの要求が、一体どういうその社会的な負担となって跳ね返ってきているのかという事を逆に示していくという事が重要になってきているのではないかと、そして、そんなものはもう要らないよねというような、そういう議論を、起こしていく。要るか要らな

いかということを徹底的に議論すべき時期に来ているのではないのか、そんな風を感じています。

- ・ そんなものをやったら直ぐ首が飛んでしまうとか、次の選挙で勝てないとかいう話に直ぐなりそうではありますが、逆に、そんな事を言っていたら次の選挙すらもう出来ないかもしれない、要するに自治体そのものが存続できるかどうか。言ってみれば夕張状態になるかどうか、それに近いところまできてる所も沢山あるんですよ、という事を少し意識して頂いて、そういう議論を是非お始め頂ければという風に思っています。
- ・ 翻ってその時に、じゃあ私達の暮らしどうなるんですかという時には、先程、川内村さんの方からお話ありましたけれど、やはり、行政だけであなたの暮らしが成り立っているわけではなくて、家族やあるいは地域や職場といったあなた自身のコミュニティ、繋がりがあっていいと思います。そのところの支え合いをもう一度大事に考え直してはどうですか、その力が弱まっていませんか。また、行政としても、そういうところを積極的に支えましょうという議論があってもいいと思います。
- ・ もちろん、いろんなボランティアの活動を保障されるのも良いと思いますが、むしろ地域活動を地道にですが積極的にやられている方にも、もっと光を当て、地域住民に注目されるようになっていく、是非そんな活動をしていただければありがたいなという風に思いました。

(座長)

- ・ 先生にはまだまだお伺いしたいのですが、時間が限られていますので、以上をもちまして第一部を終了したいと思います。
- ・ 新川先生には、ここで退席となります。先生本当にありがとうございました。
- ・ 皆様、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。

< 第2部 『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラムについて >

事務局より、「地方分権等に関する市町村アンケート結果」(資料5)などを紹介。今後、県では、これらアンケート結果等を参考としながら、『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラムの総括を行っていく旨を説明。

以下は、市町村との意見交換等の内容。

(福島市)

- ・ 県では、振興局単位に連携室を設置しているほか、こうした意見交換等がなされており、自治体間の広域的な連携をもっと強めるような意識があるのかなあという印象を持っている。今後の広域的な行政のあり方というものを県はどのように考えているのか教えて欲しい。

(市町村行政課長)

- ・ 広域行政の進め方ということですが、今年から小規模町村の皆さんが抱えている課題について、県

も一緒になって解決する「スクラム応援事業」というものを創設しました。例えば、4月からは奥会津地域の5町村が独自の課題解決するための組織を立ち上げ事業展開することについて、県からも職員を駐在させ応援するという仕組みです。

- ・ もう一つは、特定テーマに基づいて地域の皆さんが研究会を開催して今後の在り方を検討されるということにつきましても、応援させていただくというような方向性はお示しているところです。

(石川町)

- ・ 権限移譲の関係で、特に小さい町村は定員削減にかなり力を入れて進めているということもありまして、今、どうしても権限移譲に前向きになれないというのが実情です。
- ・ さらに、本当に市町村に移譲して欲しい権限が、なかなかガードが固い。今、提案されている中には、それほど食指が動いていないというような状況です。
- ・ また、石川町では特に今年、西白河郡のケースに倣って、公の施設の相互利用を郡内で取り組みをいたしました。これも郡内でのいろんな議論の結果だと思っていますし、県の地域連携室にも助けをいただいた。
- ・ 石川町独自では、どちらかということ地域自治の作業に入っていて、分権もそうですが、各地区の地域活動や地域の誇りをつくるための取組みを通じて、地域主権に一步でも近づけるようにと考えているところです。

(行政経営課長)

- ・ オーダーメイド権限移譲の進め方については、市町村アンケートにおいても「市町村の意向に応じて進めるべき」、「市町村の規模等を考慮して進めるべき」との回答が多かった。私どもの認識としては、基本的にオーダーメイドなので、無理やり必ずこれはやってくれということではない。基本的には市町村の意向に沿った今の進め方としては、いいのかなというように理解した面があった。
- ・ しかし、今のお話は、もっと欲しい部分がたくさんあるということでした。今年度は、移譲事務リストを拡充した上で全市町村に照会し、複数の市町村から移譲希望の申し出を受け、現在、移譲実現に向けた協議を進めているところですので、ただ今のご意見等も参考にさせていただきたいと思っております。

以上